

選定基準

【明石市立学校給食センター調理等業務委託】

1. 基本的事項

明石市が学校給食を委託する事業者は、学校給食調理業務等大量調理の実績があり、調理技術、安全衛生管理等の社内教育を積極的に行っている意欲的な企業で、かつ学校給食の意義や特色を理解し社員教育を徹底している企業でなければならない。また、上記の教育を徹底された調理員を安定的に雇用しており、かつ、その企業の経営状態等が安定していなければならない。配送業務においても、安全性及び効率性を考慮している企業でなければならない。

加えて、明石市が委託する事業者は、公共用各種事業を担う企業として、労働者の適正な労働環境等を確保し、市民サービス提供における一層の質の向上を図らなければならない。

2. 「企画提案書」に係る選定基準（主旨等）

(1) 学校給食に対しての基本的な考え方について [様式7-1]

- ①学校給食は食教育の一環として提供される教材であるという認識のもと、決められた献立を安全に調理し、生徒に安全安心でおいしい給食を提供するためのコンセプトを有し、その実現への積極的な工夫がなされていること。
- ②学校給食の意義や特色に対する理解のもと、意欲的に調理業務に取り組む姿勢を有し、とりわけ中学生を対象とすることに配慮した工夫がなされていること。
- ③学校給食を通じた地産地消及び食育の推進に資する取り組みにより、生徒、保護者、学校や地域等の関係者に食材、食文化及び食に関する知識や理解の促進が図られることに配慮した工夫がなされていること。

(2) 業務実施体制、従事者配置体制 [様式8、8-1、8-2、8-3、8-4]

- ①業務責任者、業務副責任者、食物アレルギー対応食責任者、その他の責任者・調理班長等の配置体制、調理及び配送・配膳業務従事者、**維持管理業務にかかる責任者等並びに従事者**の配置体制。

(地域雇用の配慮、正規・パート等の配置、雇用形態・代替人員の運用の工夫)

- ②献立検討の支援のためのメニュー等情報提供策、支援するための体制。
- ③明石市教育委員会と事業者、給食センターと事業者との連絡・連携体制等、事業者内での現場と本部や営業所等との連絡・連携体制等。

(3) 委託業務の円滑な遂行 [様式9-1]

- ①仕様書等に基づき、各業務の分析、標準化を図り、常に従事者の技能の均質化、効率化や向上化が図られながら業務が実施される仕組みが構築されているか。

(業務手順書や業務マニュアルの作成とその活用・実践)

②仕様書等に基づき、食物アレルギー対応食業務の分析、標準化を図り、常に安全で確実に除去食が対象者に提供される仕組みが構築されているか。

(食物アレルギー対応業務の手順・方法、各種チェック体制、危機管理体制)

③定期的、継続的な研修や、雇用形態その他の制度、政策を通じて、従事者の業務上の技能、知識・知見及び意欲の向上を図る仕組みが構築されているか。

④安全、衛生的で効率的な業務を継続的に遂行するために、事業者が、独自で、事業者全体として、業務遂行の監視・チェック及び改善、支援等を行う仕組みが構築されているか。

(4) 衛生管理等、危機管理等 [様式9-2] [任意様式：調理作業工程表及び動線図]

①「大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省作成)」「学校給食衛生管理の基準(文部科学省制定)」「学校給食衛生管理マニュアル(兵庫県教育委員会作成)及び文部科学省、厚生労働省や兵庫県教育委員会等が定める給食関連の関係通知等に基づいた調理及び衛生管理体制並びに従事者等の健康管理体制が確立されているか。

(ハサップ(HACCP)の概念に基づく衛生管理方法とも関連付けること。)

②危機事案の発生防止策、危機事案発生時の対応策と復旧策等がどのように想定され、計画されているか。危機事案発生時の関係者間の連絡体制、事業者内部での支援・サポート体制がどのように計画されているか。

(事業継続計画(BCP)の概念・考え方とも、可能な限り関連付けること。)

③欠員発生時や車両故障時の代替策等(短期間及び長期間)がどのように想定され、計画されているか。

④代行保証人の業務履行能力(通常給食及び食物アレルギー対応食調理、配送及び配膳業務の受託実績等)、業務の継続実施のための円滑で確実な継承方法。

⑤生産物賠償責任保険の保証内容や条件等。その他の損害等賠償制度への加入とその内容や条件等。

(5) 配送及び配膳業務体制 [様式9-3]

①安全性と効率性に配慮した確実な配送業務がどのように計画されているか。

また安全な運行を継続していくための適正な車両の管理、点検及び整備等並びに配送従事者の健康管理、チェックに係る仕組みが確立されているか。

②配送計画に影響を与える事情や支障等が発生した場合にも、安定して業務継続できる緊急又は臨機の対応、支援策や計画変更等の仕組みがどのように想定され、準備されているか。

(事業継続計画(BCP)の概念・考え方とも、可能な限り関連付けること。)

③学校内配膳について、生徒や学校側の負担の軽減を図るための計画や仕組み・体制等が積極的になされているか。

(6) 維持管理業務 [様式 9-4]

- ①施設の機能や性能を適正に維持するために業務の周期や内容について、どのように計画されているか。また、日常業務の中で機能や性能の状態をどのような体制で、どのように確認し、判断し、対応しようとするのか。
- ②調理に影響があるような主要な設備等に故障や不具合が発生した場合、調理への影響を最小限にとどめるためにどのように考え、備えているか。そのために必要な協力業者との連携や緊急時の体制がどのように構築されているか。
- ③調理には直接影響が少ない建築設備などに故障や不具合が発生した場合、一時的な対応やその後の処置について、どのように考え、備えているか。また、業務期間を通じて衛生的な環境を維持するために、どのような取り組みや工夫が出来るか。

(7) 開業準備計画等 [様式 9-5] [任意様式：開業・業務開始準備スケジュール]

- ①契約締結後から給食センター入場、給食開始に至るまでの各業務における訓練や試行等の規模、内容及び実施回数とその時期。
- ②従事者に対する業務開始に向けた各種の研修等の内容とその実施時期。
(開業・業務開始準備スケジュール)
- ③開業・業務開始準備期間における費用負担等の考え方。

(8) 経営状況や企業概要等 [様式 10]

- ①財務健全性 (財務指標、財務諸表など)。
- ②技術者数や栄養士・調理師などの専門資格者数、企業規模や地理的な業務体制 (ネットワークやサポートなど)、納税状況などの企業概要等。

(9) 事業者の受託実績 [様式 11]

- ①参加要件に合致する学校給食センターの業務受託実績。

(10) 参考見積書 [様式 5、6、6-1、6-2、6-3、6-4]

- ①経費節減の努力が見られ、見積金額が算定されていること。

3. 「公共性 (施策反映) 評価提出書」(※) に係る選定基準 (主旨等)

(1) 障害者の積極的雇用

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律 (障害者雇用促進法) 第 43 条に係る障害者の雇用義務がある事業者である場合 (雇用義務は直近の 6 月 1 日現在の状況)
雇用する障害者数が法定雇用障害者数以上ある者であるか。

[障害者雇用状況報告書: 公共職業安定所に提出した直近の 6 月 1 日現在の状況]

イ 障害者雇用促進法第 43 条に係る障害者の雇用義務がない事業者である場合
障害者を雇用している者であるか。

[様式 13]

(2) 子育て支援への取り組み [様式 14]

①結婚・妊娠・出産・育児への支援、子育てしやすい職場環境づくりなど、子育て支援への具体的な取り組みがなされているか。

(例)

- ・法定を上回る育児休業制度を就業規則で制定
- ・職場復帰しやすい環境の整備
- ・子育て中の従事者向けの相談体制の整備 など

(3) 男女共同参画社会づくりへの取り組み [様式15]

①仕事と家庭の両立のための環境整備、セクシャル・ハラスメントの防止、事業活動における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会の確保など、男女共同参画社会づくりへの具体的な取り組みがなされているか。

(例)

- ・フレックスタイム制、在宅勤務制度等
- ・セクハラについての相談や苦情のための特別の窓口又はカウンセラーの設置
- ・性別により評価することがないよう人事考課基準を明確化
- ・女性の雇用率、女性の管理職への登用率
- ・事業所内託児施設の設置 など

(4) 若手雇用者育成のための取り組み [様式16]

①若手従事者に対する育成を目的とした具体的な取り組みがなされているか。

(例)

- ・エルダー制度など若手従事者を個別実地に熟練者が育成する制度を事業所として制定（一般的な研修などは除きます。） など

(5) 更生支援のための取り組み [様式17]

①保護観察所への協力雇用主としての登録があるか

②保護観察所への協力雇用主としての登録がある場合、刑事施設出所者、少年院出所者、保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を雇用するための具体的な受入制度や採用枠等の整備など具体的な取り組みがなされているか。

(6) 労働安全衛生のための取り組み [任意様式]

①厚生労働省から安全衛生優良企業の認定を受けているか

(※)「公共性(施策反映)評価提出書」の選定(評価)基準において、該当がない項目については、様式(調書)の提出は不要とする。

また、該当があるにもかかわらず様式(調書)が提出されていない場合は、該当がないものとする。